

平成26年度第1回 千葉県情報公開推進会議会議録

- 1 会議の日時 平成26年7月16日(水) 午前10時から午前11時30分まで
- 2 会議の場所 千葉県庁本庁舎1階 多目的ホール
- 3 出席者の氏名
 - (1) 委員
伊藤さやか委員、上谷豪委員、桑波田和子委員、佐野善房委員、菅野泰委員、松村雅生委員、(委員：五十音順)
 - (2) 事務局
新保浩一郎政策法務課長、及川洋一政策法務課副課長、鈴木信行政策法務課副課長
(情報公開・個人情報)、情報公開班、個人情報・相談調整班職員
- 4 会議に付した議題
 - (1) 知事が保有する行政文書の開示等に関する規則の改正について
 - (2) 電磁的記録の写しの交付に際しての記録媒体の取扱いについて
 - (3) 開示請求等運用状況について
 - (4) 苦情処理等の報告について
- 5 議事の概要

事務局(上川) 本日は、お忙しい中、御参集いただきましてありがとうございます。

齋藤委員、渡邊委員からは欠席の御連絡をいただいておりますが、ただ今の出席委員は半数を超えており、定足数に達しております。

それでは、ただ今から、平成26年度第1回千葉県情報公開推進会議を開催いたします。

この会議は公開で行われており、傍聴要領の定めによりまして、本日は傍聴者の方が入室されております。

傍聴要領は、会議次第の一番最後のページにつづっておりますが、「会議の傍聴を希望する方は、原則として会議開始予定時刻までに、会場受付で傍聴券を受け取り、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。」としており、特にお名前を記入していただく必要はありません。原則として、「会議の開始予定時刻までにお出でいただければ傍聴できます」という規定になっております。

また、この会議は、議事録を作成することとなっておりますので、録音をとらせていただきます。作成された議事録は、千葉県のホームページに掲載し公表することとしております。

まず、出席しております事務局職員を紹介させていただきます。

総務部政策法務課 課長 新保でございます。

同課、副課長 及川でございます。

同課、情報公開・個人情報担当副課長 鈴木でございます。

同 個人情報・相談調整班班長 飯田でございます。

その他、情報公開及び個人情報・相談調整 班員でございます。

私は、情報公開班の上川です。よろしく申し上げます。

それでは、議事の進行につきまして、会長よろしくお願ひいたします。

松村会長

それでは、皆さん、改めましておはようございます。議事に入りますが、その前に、議事録署名人を指名します。傍聴の方も2名お出でいただいております。暑い中、お出でいただいております。それでは、本日、そこに書いてありますような議題が予定されております。内容からいたしますと、1時間半くらいで審議検討が終わろうかなと考えております。傍聴の方から意見があるようでしたら、最後に、御意見をいただく時間をとらせていただきたいと思いますと思っております。

議事録署名人を指名させていただきます。上谷委員に議事録署名をお願いいたします。

それでは、議題の1につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局（上川）

議題1について、御説明させていただきます。

議題1 知事が保有する行政文書の開示等に関する規則の改正について、御説明させていただきます。会議資料の1ページをお開きください。

改正の内容でございますけれども、開示請求に係る行政文書を開示する場合の様式は、知事が保有する行政文書の開示等に関する規則により定められております。お手元の情報公開事務の手引き、紫色の手引きですけれども、その174ページをお開きください。

下から3行目、第3条第2項になりますけれども、条例第12条第1項に規定する書面、これは、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときの書面のことでございますけれども。につきましては、行政文書の全部を開示する場合にあっては行政文書開示決定通知書（別記第2号様式）、行政文書の一部を開示する場合にあっては行政文書部分開示決定通知書（別記第3号様式）とすると規定されております。

手引きの179ページを御覧ください。こちらに、全部開示の場

合に使用する行政文書開示決定通知書になります。次の横の180ページでございますが、部分開示決定通知書になります。御覧のとおり、180ページの部分開示決定通知書には、教示がありますが、179ページの全部開示決定の場合には教示がありません。この開示決定通知書に、行政不服審査法第57条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定による教示を入れる改正になります。

2、2番目でございます。改正に至る背景でございますけれども、実施機関は異議申立て等を想定して全部開示決定をすることはないので、情報公開条例制定当初から開示決定通知書には教示文をいれておりませんでした。しかしながら、対象文書の特定漏れ等について異議申立てがされている実態があり、また、千葉県情報公開審査会の個別案件の審議におきましても、委員から教示文のないことについて疑問視する意見が出されたところです。このような事態が発生するのは、全部開示決定が通常の許可処分とは異なり、実施機関が特定した行政文書が、開示請求者の求めている情報と異なる場合があるなど全部開示決定の特殊性に起因するためであります。このような全部開示決定の特殊性から起因する実態を重視し、開示決定通知書に教示文を付し、異議申立て等ができる旨の明確化を図り簡易迅速な救済に資することが、より望ましいと考えられるため改正を行うものでございます。

教示文を入れる様式につきましては、会議資料の3ページに記載の別紙（案）ということで、御提案させていただいております。この教示文につきましては、部分開示決定通知書に書かれている教示文と同じものでございまして、行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく標準を定める規則に教示文の標準が定められておりますので、これに基づくものでございます。

なお、他県の状況につきましてはですが、平成25年11月に千葉県が全国の都道府県に調査したところ、全部開示決定通知において教示をしているのは、1府3県、大阪府、山形県、三重県、沖縄県であり、42都道県につきましては教示をしていませんでした。なお、国は、全部開示決定と部分開示決定が同じ様式になっており、教示をしております。以上で、議題1の説明を終わります。

松村会長

はい、ありがとうございました。それでは、委員の皆様から御意見、御質問等を伺います。何かございますか。

私の方から若干捕捉させていただきますと、この問題、若干、微妙な問題です。通常の場合ですと、全部開示決定に対する不服とい

うのは、普通考えられない。訴えの利益といいます、不服の利益がないというのが、形式的な議論であります。裁判でも訴えの利益がないということになります。形式的な判断になるのですけれども、ただ、行政文書の開示請求にあたっては、請求者が請求する文書を特定して、請求するという仕組みになっています。それに対して、存在する、しない、開示する、しないということについて議論する。全部開示については、特に不服は発生しないはずですが、請求者がその文書ではないとか、ほかに文書があるはずだとか、全部開示決定についてのそういう議論が出てくるわけです。国でも不服の利益があるのか、ないのか大分議論したのですけれども、結局、請求する側からすると、どういう文書を行政機関が持っているかというのは、はっきりしないという中で、ほかの文書があるはずだというような議論というのは、不服として受けざるを得ないということで、事実上、不服申立て、訴訟等も起こされて受け付けられております。そういうことで、全部開示決定書に当然に不服申立てができるという趣旨ではないのですけれども、ただ関連して不服は起こるし、不服として処理せざるを得ないという、そのところは少し悩ましいのですけれども、いくつかの県にあるように、請求者に分かりやすい、優しい仕組みにしてはどうかということで、御提案があったのだらうと思っております。国の場合は、全部開示と一部開示も同じ様式です。その中に教示規定が入っておりますので、今言ったような全部開示に不服申立てがされるのかという議論は起こらないとなっております。よろしゅうございましょうか。それでは、議題の1につきましては、提案のとおり推進会議で了承したことによってさせていただきますと思います。

次に、議題の2でございます。電磁的記録の写しの交付に際しての記録媒体の取扱いについてでございます。これも事務局から御説明をお願いいたします。

事務局（飯田）

個人情報・相談調整班の飯田と申します。私から説明させていただきます。座って失礼します。資料の4ページでございます。議題2と書いた紙ですが、この資料の説明をする前に、電磁的記録の一般的な交付の方法というものを御説明申し上げたいと思います。電磁的記録というのは、電子データであるとか、PDF化した文書であるとか、そういった電子化したデータなのですが、原則は、用紙に出力したものを交付することになっております。ただ、実施機関における協議の関係で、電子的データのまま複写することが容易で

ある場合には、電子的データを記録媒体に交付したものを交付することができるということになっております。先ほど議題にありました、知事が保有する行政文書の開示等に関する規則の中でも、そのようにうたわれているところであります。それを前提といたしまして、御説明いたしますと、現状と問題点でございますが、開示請求者が持参した記録媒体へのデータの複写については、県のシステムの安全性の問題から認めない運用をしております。しかし、事務取扱要綱等に明確な規定がないため、出先機関窓口等において、開示請求者がCD-R等を持参して、データの複写を求めるケースがあり、根拠等の対応の説明に苦慮している場面があります。そこで、対応案ですが、実施機関側で用意した電磁的記録媒体を使用する旨を、事務取扱要綱に明記したいということでございます。改正イメージは、事務取扱要綱に次の一文を追加し、取扱いを明確化する。電磁的記録については、実施機関のシステムへの安全上、実施機関側で用意したものをを用いて、写しの交付を行うこととする。この一文を加えたいということでございます。参考として、付記してありますとおり、総務省の情報公開事務処理の手引によれば、写しを作成する場合の記録媒体については、行政機関のシステムへの安全性を考慮して、開示を受ける者の持参した物ではなく、行政機関側で用意した物を用いて写しの交付を行うこととなると明確に根拠化しているところでございます。今年度に入りまして、他の都道府県の取扱状況を調査しましたところ、京都府だけが例外だったのですが、その他の都道府県につきましては、本県と同様に開示請求者が持参した物への複写は認めていない。また、22の道県で何らかの規定を設けているところでございます。規定例として、一般的だったものが、一番上の白丸にありますとおり、コンピュータウイルス感染を防止する観点から、請求者が持参する媒体を使用することは認めない。また、中には、供与物品の作成は、県の職員が県の機器及び県の物品を用いて行う。また未使用の記録媒体を使用する。今のは宮城県の例でしたが、最後に、過去に使用されたことのある媒体及び請求者が用意する媒体は使用しない。佐賀県。このような規定例がございました。以上で御説明は終わらせていただきます。

松村会長

はい、それでは、今、議題の2について、事務局から説明がありました。内容につきまして、御質問、御意見等委員の方々からお願いいたします。いかがでしょうか。

菅野委員 よろしいでしょうか。県の用意した物にデータを複製すると、今後はそういう形でやるということ、きちんと取扱要綱に明示をしたいということですか。

事務局（飯田） はい。

菅野委員 今、紙であると、1枚10円ということだと思いますが、仮にこういうことで、記録媒体を複製する場合に、どのくらい費用がかかるのか。これからは買うことになるのです請求者が。それがたいしたお金でなければ、特に問題ないと思います。その点だけ教えてください。

事務局（飯田） それでは、お答えさせていただきます。事務取扱要綱に具体的には126ページ、費用の額という表があります。こちらで実費徴収の費用を定めておりますが、例えば、③のフロッピーディスクにつきましては、1枚当たり60円。録音テープ、ビデオテープについては、1巻当たり340円、440円。現在のところ、記録媒体として、一般的なCD-Rにつきましては、いろいろな媒体が、MOディスクであるとか、CD-Rであるとか、USBメモリーであるとか、いろいろな媒体が出ている場合もあるので、明確な定額の定めはしておりません。備考欄の5番③から⑤まで以外の電磁的記録媒体（CD-R等）により、複製したものの交付を行う場合には、当該電磁的記録媒体の購入経費に相当する額ということになっておりまして、現在、CD-Rにつきましては、75円を徴収させていただいております。以上でございます。

菅野委員 わかりました。

松村会長 はい。ほかに御質問、御意見ございますか。コンピューターシステムというのは、いろいろな意味で便利にはなりますけれども、一方では脆弱性ぜいじやくせいというのが非常にありますので、外部から持ち込まれた媒体に直接内部のネットを接触させるというのは、基本的にはやるというのは難しい、避けるべきだということでありまして、そういう実態があるにも関わらず、規定が明確でなかった点を明確にしたいということなので、やむを得ないのかなと思います。料金も今確認したところ、CD-Rでは75円ですか、そんなに高くないので妥当な範囲なのかなと。それでは、議題の3につきましては、推進会議として了承するということでもよろしゅうございましょうか。

委員 はい。

松村会長 はい。ありがとうございます。それでは、議題の3でございます。開示請求等運用状況につきまして、こちら事務局から説明をお願い

いたします。

事務局（鈴木）

それでは、議題の3 開示請求等運用状況について、担当の副課長から説明させていただきます。座って説明させていただきます。資料につきましては5 ページ、細かいデータの表になります。これについて説明をさせていただきます。このデータにつきましては、現在、ほぼ正確ですけれども、速報値という段階になります。10月に最終的に確定させまして、冊子の形等で交付することを目標としています。それでは、1 番目、請求等の状況です。そこに請求件数と請求者数がございます。請求件数は、簡単に言うと、対象となった行政文書の件数を示しております。平成25年度は1万2847件でした。24年度と比べると、年度によって御覧のとおり上がり下がりがありますが、結果として、3千件ほど増えております。内容的には、工事関係、土木関係の工事を含めてやっておりますが、この関係の金入設計書が多くて、それが要因だと思われれます。人数につきましては、564人です。

2 番目です。実施機関別請求件数ということで書かれております。全体が12,847件ということで、部局別に示しております。知事部局で8,934ということで、69.5%、約7割を占めています。知事部局が農林水産から土木からかなり幅広いと思われれます。

3 番目です。請求件数及び開示等の実施状況でございます。開示決定の内容ということで、全部開示、部分開示、不開示、却下等々内訳が書かれております。全部開示におきましては、全体の約56%となっております。残り約4割強につきましては、部分開示又は不開示ということで、情報を一部開かない形での処理をしております。ちなみに、不開示決定は756件ございましたが、そのうち、613件、約8割は文書がない、いわゆる不存在という形での決定であったということでございます。却下についても何件かございますが、対象文書が特定不能だったといったケースであったということでございますが、4件中2件はデータの入力ミスということがありまして、精査しております。ここは修正が入るとことが考えられます。お断りをしておきます。

次に、6 ページを御覧ください。請求件数の各県比較ということで、確認できるのが24年度のデータとなっております。関東の近県についてを数的にまとめております。件数的には、約9,500件弱ということで、24年度の関東の中の位置としては真ん中くらいの件数の位置になっております。

次に参ります。不服申立ての状況の件数になります。そこに累計の件数、推移が書かれております。1年ごとの推移です。(2)が累計になります。情報公開条例が平成13年度からということですが、現条例での累計の件数をまとめております。25年度につきましては、処理状況ということで、これは、基本的に審査会の答申を受けて、各実施機関が最終的に決定書を出しますが、その処理状況をまとめております。情報公開の請求の関係については以上でございます。

続きまして、資料7ページを御覧いただけますでしょうか。開示請求を受けての決定というのは今までの説明ですけれども、県からも積極的に情報提供、情報公開をしていく必要があるということで、情報提供に努めているところであります。

1番につきましては、県政情報の公表ということで、要綱で定めて、文書館において公開しているところでございます。中身的には、県の基本計画、主要事業の状況等でございます。件数的には、2,081件、平成25年度となっております。なお、24年度は件数的には、3,700件弱ございました。数字をみると、大分減っておりますが、減った要因というのは、東日本大震災の関係で福島の原子力発電の事故等の関係がありまして、県で放射線量の測定を、いろいろな機関等で行った経過があります。その測定結果をホームページに逐一公表したことがありましたので、24年度は数字的には、大きく出ておりますが、公表関係がなくなったということで、2,000件という形になったと考えております。中ほどには、ホームページの件数を記載しております。1億件以上のアクセスをいただいている状況でございます。

2番目、行政文書の有償頒布ということでございます。これについても一般向けで有償でできるものは有償でということでやっております。25年度は、504種類で、有償ではなく、頒布するのは、504種類であったけれども、そのうちの292種類については、有償で販売したということでございます。中身的には、職員録、公文書の手引きなどが対象になっております。

次のページめくっていただきますと、8ページには、1番で説明をいたしました県政情報の公表関係の主なものを各部、実施機関別に掲載しております。総務部ですと、知事の交際費の状況ですとかを公表しております。9ページにつきましては、有償頒布行政資料の中身ということで掲載をしております。25年度の6番の関東ふ

れあいのルートマップ、8番、東日本大震災の記録、25年度初物として出した資料で、掲載させてもらっております。以上、議題3の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

松村会長 はい、ありがとうございました。それでは、委員の皆様から御質問、御意見等ございましたら、お受けしたいと思います。いかがでしょうか。私から1つだけ質問させていただきたいと思っておりますけれども、6ページで、不服申立て、取下げというのがかなり多いのですけれども、これは、どういう内容かわかりますか。どうして取下げが多いのかわかりますか。

事務局（飯田） 相談調整班の飯田からお答えいたします。御指摘の取下げというのは、累計の122という数字でよろしいでしょうか。

松村会長 そうです。

事務局（飯田） 実は、異議申立て中に、継続案件、純粋な取下げももちろんありますが、異議申立てを大量にしていた方が、お亡くなりになって、失効したものがございまして、その区分、該当する項目がなくて、取下げとして整理させていただいたということで、多くなっております。

松村会長 かなり特殊なケース、事情ですね。はい、わかりました。はい、それでは、今の議題3の報告につきましてはよろしいでしょうか。はい、どうぞ。

桑波田委員 すいません。5ページの最初のところなのですが、25年度の請求件数が、12,847件で、請求者が564人ということなのですが、これは同一人物ではなくて、それぞれ別の方が564ということで認識してよろしいでしょうか。

事務局（鈴木） 同一人物ということではなくて、請求者と件数を別々にカウントしております。実人数ということで集計しております。

松村会長 ほかに御質問ございますか。よろしいですか。それでは議題3終了いたしました。議題4でございます。苦情処理等の報告についてでございます。議題の4という形で、資料を配布してございます。それでは、これにつきましては、苦情処理部会の部会長、菅野部会長からお願いしたいと思います。よろしゅうございましょうか。

菅野委員 苦情処理部会部会長の菅野です。私からなるべく要領を得て簡単に報告をさせていただきたいと思っております。皆様には、議題4という形で、苦情処理等の報告という非常に厚い資料が配られております。後で、時間があれば、見ていただければと思います。それで、全体のお話をした上で、個別の案件につきまして、アセスメントさせて

いただきたいと思います。昨年、つまり、25年に出された苦情は、全部で、ここに書いておりますけれども、17件でした。それで、すでに、16件は処理を終わっております。処理の内容は、昨年申し立てられた分については、不適切な点、実施機関に不適切な点が無かったという事案が14件、それから、行政不服審査法などの他の制度で処理されるべき事案であって、苦情処理調査部会で処理すべきではないという形で、一種の却下的に扱ったというのが2件ありました、ということでございます。それから、26年度、今年になってから、新たに苦情が5件申し立てられておりますが、2件は一応先日処理が終わり、この2件については、いずれも問題があるということで、実施機関に対し是正を求めたという結果になってます。3件は25年度の残った1件と本年度の3件はこれから処理という形になりますので、次回の会議、情報公開推進会議に報告することになると思います。これらの苦情、昨年度17件、それから今年の5件、いずれも同じ方からの苦情ということであり、苦情処理調査部会としては、苦情の内容を精査をして、処理をしたということでもあります。この方については、本人からの申出もありませんので、一応口頭意見陳述の機会を昨年の11月11日に設けて、その時点で、16件か17件の苦情、15件ですか出ていましたので、それについて、全部について、苦情の趣旨を伺ったということです。その後、実施機関に対して、書面調査を行ったということで、理解をいただきたいと思います。それで、苦情処理調査部会といたしましては、適切な処理が行われたと思っておりますけれども、残念ながら、条例に書いております、適切かつ迅速と書いてありますが、なかなか迅速な処理が行えたのかと言われると、若干問題は残って、今後は迅速な処理を心がけたい、すべきだと、ただ、遅れた理由は、ちょうど任期が、委員の任期が2年、ちょうど昨年の7月に委員の任期換えというものがありましたので、この方から苦情の申し立てが起こったのが、ちょうどその頃から9月くらいに起こったという形になりましたので、どうしても委員が選任されてすぐということで、体制がとれなかったということも1つあったのかなと思います。ただ、確かに、迅速にはできていませんので、迅速になるべく事務処理が行われるように考えていきたいと思っております。

それでは、個別案件について説明をできるところはさせていただきます。苦情の昨年度は1から17ということですが、1から15までを一括して処理をいたしましたので、その件について申

上げます。まず、苦情の1というのが、苦情処理調査部会からすると、鬼門になるというか、ここから関連して苦情が次々といろいろな方向に発生をしていると調査部会は理解をしました。苦情の1というのは、簡単に申し上げますと、いずれも実施機関は教育委員会になります。申立人が苦情を、つまり情報公開の請求をしたのが教育委員会であって、その情報公開に関する苦情の対象機関は教育委員会という形になります。それで、1件目は、要するに、情報公開をされたのですけれども、苦情申立人がされたのですが、情報公開された文書が作成名義が公立学校共済組合の名義の文書であったと、実施機関は教育委員会ですから、教育委員会からすると、公立学校共済組合千葉支部ですか、千葉支部というのは、実施機関の内部の組織ではありませんので、情報公開の対象とならないということで文書はありませんという形の決定をした。不開示決定をした。ここから始まっているのです。これに対し、申立人は形式的に違っているというのは認めておられると思いますが、決定の中身だとか、虚偽だということで、その後様々な問題になってきたということです。これについては、私たちは、つまり、苦情処理調査部会としては、教育委員会が実施機関で、文書の作成が公立学校共済組合千葉支部ですので、やはり主体が違うということで、教育委員会がそういうことを不開示決定をしたということについては、理解ができるということで考えました。ただし、もちろん、申立人が不服だということであれば、これは苦情処理調査部会で調査の結果、結論を出すのではなくて、まさに、行政不服審査法に基づいて実施機関である教育委員会が公立学校共済組合千葉県支部とどういう関係にあって、本来的には不開示が許されないのかどうか、きちんと結論を出してもらいたいとは思って、そういう形で、この件については苦情で処理はできませんよと、本来、行服でやるのではないですかという意見を出しました。これが苦情1です。ここから始まったと、次です。

苦情2というのは、いわゆるこの件か私は記憶定かではないのですが、いずれにしても教育委員会が部分開示決定をして、それを開示をするということになります。開示の場に、公立学校共済組合千葉支部に、いわゆる派遣される、教育委員会から派遣された職員が立ち会っていたということで、それを問題にされた。つまり、派遣社員が、派遣職員が、情報公開に立ち会ったり、情報公開の決定に関与している、そうだとすれば、情報公開の趣旨が損なわれるとい

うのが苦情申立人の御意見だったと思います。正直なところ、私たちが何となくわかる部分とそうでない部分があるのですが、何となくわかる部分は、教育委員会も福利関係の仕事を福利課というところでやらせております。ただし、別に、公立学校の、ここに書いてある、共済組合千葉支部というのをつくって、そこで、福利関係の仕事を、共済関係とか、そういうことを独自の組織をつくって処理をしているという実態があります。それで、これがきちんと組織としては分かれているのですが、実態としてはきちんと分かれていないというのが実態ではないかと思います。それで、公立学校共済組合の職員を大量に抱え込んで、賃金を払って、仕事をしてもらうということのほどではないということで、今申し上げたというようなことで、ごっちゃになっているところがあって、法律的には、一般職員の地方公務員の派遣等に関する法律という法律というのがあるのだそうですけれども、そういう法律に基づいて、要するに、教育委員会からその共済組合千葉支部に派遣をしていると、ただ、身分としては地方公務員であると、これは公務員の場合は、教員だけではなくて、いろいろな公務員がそのようなことをしているのだと思います。ですから、こういう公務員のまま、共済組合に派遣をされて仕事をする、さらには教育委員会に戻るとこういうことを実態として行っているのだらうと、それは先ほど申し上げましたとおり、独自に公立学校共済組合として、大量の人員を抱え込んでやるだけの仕事もないし、そこまでの必要もないということで、便宜的にそういうことをしている。さらには、県の職員が共済組合法という法律に基づいて便宜供与といわれているようですが、共済組合の業務に携わるといことが認められているということのようです。そこでも相互乗り入れというようなことが現実的には行われている。それについて今も申し上げた派遣に関する法律と共済組合法という法律が一応構わないですよという形にしているという、これはたぶん申立人も御存知だと思いますけれども、苦情申立人からすると、1番目の苦情が簡単にけられたということがあるのかもしれませんが、要するに、教育委員会福利課の方がすべて来て、開示に立ち会って、説明をすべきなのに、共済組合の千葉支部の人が一緒に同席して、派遣の人に説明させたり、タッチさせたり、あまりピンとこないところがありますけれども、形式的にはそうであります。いずれも、地方公務員としての身分残っていますので、いろいろ苦情を申し立てられた守秘義務とかそういうことについては、少なく

とも、公務員ですので、守秘義務をもっていますので、そこにいたとしても、それを公開したりするということはできませんので、特に問題がないのかなという認識のもとに調査を行ったと思います。ですから、申立人が言われた、共済組合、公立学校共済組合に派遣をされている、出向している人が立ち会ったのはけしからんというのは、私たちの考えからすれば、実施機関の説明では、むしろ福利関係については、相互に乗り入れてそういうことをしておりますので、共済組合に派遣されている人の方が詳しいところもあるという主張をされておまして、それはそのとおりそうではないかと考えて、仮に、そういうことがあったとしてもそれで不適切ということまでは言えないでしょうと、ただし、そういうことで開示、不開示の場に教育委員会の人共済組合に派遣されて、今は共済組合の職員だという形になっているのだったら、それを説明をした上で進めた方がいいのではないですかという程度の意見で、苦情申立人が苦情を申されているほど不適切だと、それから止めなさいというところまでは言う必要はないという形で終わりました。これが2番目。

苦情3は、これは、本来行服でやってくださいという意見だったので、そのようにやりました。

苦情4は、これは細かい話になってくるのですが、実施機関が、いわゆる決定をして、それで、現実的に、開示をするわけですけれども、その日程をめぐる苦情だったということです。それで、一般論として、過去にこういった問題、過去に教育委員会ではありませんけれどもありました。それで、苦情処理調査部会としては、決定があつてから開示をするまでに、一応予定があいている日、つまり、請求者に、情報公開の請求者に、送達をされて、それから何日か後に開示をするということで、日程を決めてやってくださいといういろいろ意見があつて、従来から出しておりました。今回、苦情の4というのは、8月1日、昨年8月1日に決定が出て、それで、送られて、苦情申立人が8月5日に受け取った。6日に、翌日に、10時から開示しますというそういう内容で連絡をされた。本来であれば、これは私たち調査部会の考え方すれば、5日に受け取って、明日開示します、来てくださいと言われたわけですから、これは不適切だという話になるということですが、今回の場合は、現実には、6日に別件で申立人と、申立人がほかの情報公開請求をして、6日の10時に開示をするという決定がなされて、すでに申立人に提示をされていた。だから、1日に決定が、ほかの件で決定があつ

たので、早い方がいいでしょうということで、それに併せてということだったので、そうであれば、苦情申立人が言っているように、日にちが5日受け取って、6日に、翌日開示するのだということと言うのは、不適切だというわけにはいかない。そういうことであれば、それは、むしろ、申立人、請求者のことを考えて早期に開示をしようとしたということですから、それはそれで特に問題はないだろう。ただし、先ほど申しあげましたように、一般的には、請求者が受け取ってから、何日か後と余裕を持って一応決めなさいとは言っておりますので、もし、今回の場合にも、請求者に、部分開示決定が届いていないということであれば、やはり、これは届いた日にちから何日か後という日にちを指定することになるので、8月6日ではなくて、7日以降という日付だったでしょうという意見はつけております。

それから苦情5は苦情2と同じです。この辺りになってくると、申し訳ないのですが、申立人の方が、同じ問題を何回も、少し品をかえて苦情の申立てをされ始めているという段階になりました。苦情申立人は、要するに、そういうことになっていたのも、実施機関に対して、説明をしろということ求めたけれども、説明がないということも新たに苦情として追加されたということです。この点については、実際的には、FAXで実施機関で説明をされておりましたので、それを読む限りでは、一応申立人に対し実施機関で説明をしたということで理解をしていいのではないかと改めて特に問題はないということにしました。

それから、苦情6ですけれども、内容は苦情5と同じです。要するに、最初の実施機関の教育委員会と公立学校共済組合との関係で、先ほど言ったように、共済組合の関係の人が間違っていたとか、そういうことが現実的にあって、これ実施機関言っておりますので、それについての苦情がその後行われているとそうように考えておりますので、苦情6、苦情7については、問題がないという形で調査部会は結論を出しました。

苦情8については、これは本当に単純なミスなのですけれども、情報公開をしますという日にちが決まって、それが9月3日の11時からということになって連絡をされていた。それで、請求者が場所に行ったのに、実施機関がいなかったという苦情だったと思います。ただ、この苦情もよくよく調査しますと、実施機関の言い分は、確かにそこに行っていなかったと、それは8月の終わり頃から、今、

説明してきたとおり、請求者と実施機関の間でトラブルが生じて、開示ができるかどうかわからないという状況になってきたということのようなので、実施機関としては、開示をして、請求者が来られれば、そこに行くということで対応をされていたと、実施機関の説明によれば、いわゆる開示の場所までには、開示の場所までに行くには、数分で行けるという答えでしたので、そうであれば、そこにいなくてもいいのではないかということで、こちらとしては不適切というところまで言えないだろうと、一応待機をして、請求者が来れば行くという準備はしていた、お互いにそれ以上のことをしていないというそれだけの話であったと思います。

それから、苦情9ですが、これも開示の要するに連絡の関係です、の苦情でした。これは、実施機関でこの方と当時トラブルになっていましたので、要するに、FAX等で不開示は予定どおりでいいですかみたいなことを連絡をした。それについて苦情申立人が、要するに、そういう確認をしたという文書について、苦情申立人がおかしいという主張をされているのですが、これは確認の文書ということで理解できますので、是正をしたり勧告をしたりというような事案ではないということになりました。

苦情10は、これも同じようなことですが、実施機関がこの間請求者と電話等で話し合いができないということで、すべてFAXで対応しているという。FAXの文書は、申立人、苦情申立人からすると、自分を恫喝をするという趣旨が書かれていると主張されているのですが、私たちが読んだ限りは、恫喝をするような趣旨とは見受けられないということで終わっております。

それから、苦情11ですけれども、これも先ほどのものと同じで、とにかく、実施機関が9月10日にFAXで今後は派遣社員を同席をさせないという条件を進めたいというような、いついつ開示をしますというような連絡をFAXでして、その派遣社員を同席させないというそういうものについて書いて送っているのですけれども、結局、きちんとした説明をしないというようなことを苦情申出人が言っていると。これについても、文書を見る限りは、調査部会としては特に問題はないということになりました。

それから、苦情12、苦情13です。この辺も、苦情12は、いわゆるこの情報公開センターに対する苦情だったと思いますが、結局、申出人と実施機関の教育委員会の間で、今みたいなことでトラブルが生じて、それについて申出人からすれば、関係調整をすべ

きなのに、情報公開センターがしないことを苦情として申し立てました。しかし、本件については、実施機関と申出人、請求者との間で、それぞれやるべき事案で、特に情報公開センターが教育委員会にいろいろ代用するという事案ではなかったということです、問題はないという形で処理をしました。

それと苦情13、これも同じです。FAXを送った文書が申出人からすると、恫喝^{どうかつ}と考えて苦情を申し立てられているのですが、文書で読む限りは、そういう恫喝^{どうかつ}をしたような文言、表現、見られませんので、問題ありませんということで終わったということです。

それで、苦情14です。これは非常に形式的なことなのですが、ささいなことについての苦情です。行政文書開示請求管理システム、教育委員会つまり実施機関で持っておいて、それで、開示決定書を作成しているようです。作成して、申出人、請求者に送られる決定書の開示予定の日時というのが、9月17日10時30分となっていて、システムが1時間単位でしか作成できない、11時とか10時とか9時とかいうようにしか作成できない。10時というように印字して、30分は手書きで書いてあったのです。それが、要するに、偽造したというようなことを言われた。なぜ、10時30分にしたかという実施機関の説明は、この日の11時から別件で開示が予定されていて、連絡されていて、そうであれば、だいたい、10時30分と指定した案件は、30分あれば開示の実施をできるということで、その前にということで、あえて、10時30分ということにして連絡をした。30分というのはシステム上印字できないということで手書きで入れたというだけの話で、これも特に問題はないだろうということで終わっています。

それから苦情15は、今のようなトラブルの中で、申出人が、今後の実施機関の情報公開は、推進会議に苦情の申出を大量に出していましたので、それが終わってから、その確認をした後で受けますということを教育委員会にこの時点で通知をしていたということのようです。それで、教育委員会は、それを前提として、その後の開示に対応をした。それに対し、申出人は、教育委員会が結局それを悪用して、開示を円滑に行わなかったという苦情でした。調査部会としては、苦情申出人が言われているような不適切なものではないということで処理をしました。

苦情16は今継続審議中です。

苦情17も、結局、実施機関が苦情申出人に連絡した文書につい

ての苦情だったと思います。特に読んでみる限りは問題はないということで処理しました。

後は、本年度の2件ですけれども、本年度の2件はいずれも、先ほど申し上げましたとおり問題ありということで是正通知を出しました。

本年度の苦情1です。これは、いわゆる実施機関が持っている行政文書開示管理システムに基づいて実施機関は情報公開に関する請求に関する文書を作成しているようです。結局、作成するのは構わないのですが、正式な文書を作成する前に、案というものがついたものが正式な文書の前に出てくるのだそうです、作成されるのです。普通はそれを確認をして、今度は案をとったもので、正式な文書として教育委員会のはんこを押して請求者に送るということになるのですけれども、今回はそれを見落として、案のまま教育委員会のはんこを押して相手に送った。相手方に送って、さらに、送った後で気がついて、請求者、苦情申出人に再度要するに職員が案がとれたものを送った。そういうものに対して、申出人から1回案がついたもので送ってきたのだから、案がついていないもので送るのだったら、作成者がきちんと対応した上で、そういう措置をすべきではないかという意見が、苦情がありました。これは、そのように言われれば、内容的には全く問題がないのですが、やはり行政文書ですので、形式的なことをきちんと注意すべきだと思いましたので、是正勧告をしたということで御報告をします。この案の問題は、是正通知の中で書いてあるのですけれども、過去に2度すでに教育委員会ではないのですけれども、県の実施機関ですけれども、2度同じような問題があつて、是正通知、是正勧告を出していると、気をつけてやってくださいと、今回教育委員会が3回目だということで、県知事に対してもこういうことがないようにシステムを改めるかどうかしなさいというそういうような是正通知を実施機関以外に千葉県知事に対しても出したということになります。これが26年度苦情1です。

26年度苦情2。これも実施機関は教育委員会ですけれども、全くの形式ミスで先ほどの案と同じ日に11件か処理をしているようなのですけれども、その中で、4月7日付けの通知書を作って、開示日を4月7日で送ったという、つまり、作成日が開示日。作成をした後に本人に送った、請求者に送った、それから開示をするわけですから、明らかに不可能な日にちを書いて開示決定書を作成し

てしまって、送ってしまった。これも実施機関の説明は、単なる確認ミスということで、実施機関から回答がきておりましたけれども、もう少し、同じ方、苦情を申し立てているし、そういうことをわかっていながら、どうしてきちんと見ないのだろうかというように苦情処理調査部会としては考えました。それで、これについても単純なミスだということはありませんけれども、やはり情報公開条例からすれば、情報公開を請求して、開示決定をして、いつ開示をしますよというそういう問題が非常に重要になる。それを同じ日で開示決定書を作成して出すということは、公開制度に対する問題があるということでは是正通知を出したということになります。以上で少し長くなりましたけれども終わります。質問があればお答えできる範囲でお答えをします。後で概要を見ていただければ、適切な処理がなされているということは御理解いただける。この後で、実際は苦情申出人から推進会議あてに抗議文が提出されているという。これは自分の苦情が適正に処理をされていない、いわゆる調査部会に対する苦情の結果に対する苦情が出されています。御報告だけしておきます。以上です。

松村会長

はい、ありがとうございました。苦情に対しまして苦情処理部会でいろいろと調査、検討され、丁寧に処理されている。それからまた、部会長から丁寧な御説明がありました。ありがとうございました。委員の方々、苦情処理部会も併せて対応されておるわけですが、この時点で、今の部会長の報告も踏まえて、何か御意見等ございましたら、御発言をお願いいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局に私から質問ですけれども、後ろについている結果通知書は苦情申立人に通知は行くという文書の形になっているのです。これは当然実施機関にも写しか何かは行くということなのでしょうか。

事務局（上川）

はい、いっております。

松村会長

改善の通知以外のものについても、こういう処理をし、申立人にこういう通知をしたということが実施機関に参考までに送られると。

事務局（上川）

はい。同じものが実施機関にっております。

松村会長

はい、わかりました。そうすると、若干、改善通知以外のものについて、改善事項が少し書いてある部分がありますけれども、そういうものも実施機関としては踏まえて、今後の事務処理を行ってい

ただけるとそういうことになるかと。特によろしゅうございました
ようか。

委員 はい。

松村会長 はい、それでは苦情処理部会の先生方ありがとうございました。
それでは、以上をもちまして議題の4については終了いたしたいと
思います。それで、以上議題1から4まで、本日予定していた議題
につきましては終了いたしたいのですけれども、特に本日の議題以
外で何か先生方から委員の方から何か御意見等ございますか。よろ
しいですか。それでは、事務局から何かありますか。

事務局（鈴木） 特にありません。

松村会長 それでは、本日は2名の傍聴の方がお出でいただいております。
御発言の意図がございましたら、順次、はいどうぞ。

傍聴人 本日は傍聴と発言の機会を与えていただいて本当にありがとう
ございます。千葉県市民オンブスマン連絡会議の〇〇と申します。
先生方が大変丁寧に積極的に情報公開を進めるということについ
て、取り組まれているということは初めて傍聴させていただきまし
て大変感激いたしました。ありがとうございます。で、お願いがあ
るのですが、これ、誰にお願いしたらいいのかわからないので。今、
千葉県議会の政務活動費の使い道についての情報公開ということ
で、大変兵庫県で有名になって、関心が高まっているところな
のですが、昨日の報道では、政務活動費の収支報告書、ホームページで
アップしているところは、13の府県しかないということなのです。
千葉県は残念ながらホームページでアップしていないのですが。で、
領収書について、ホームページでアップしているのは埼玉県三芳町
というところ、たった1つ日本中で、この町だけがやっている。年
に6万円なのだそうです。あ、簡単かなとも思うのですが。もしこ
れ千葉県が収支報告書とそれから出納簿についてホームページで
アップすれば、これはもう画期的なことで、あ、千葉県は日本中で
一番情報公開が進んでいるな、今だったらアピールすることができる
から、是非これやったらいいのではないかなということと、領収
書の写しについてもアップしようと思ってできないことはないの
で、本当だったらそこまでやって欲しいなというように思うのです。
で、議題の3の中に千葉県ホームページについて書かれていたので、
後でこれ誰にこのことをお願いしたらいいのかなと教えていただ
きたいということ。今の苦情についてお話伺っていて、実はこの方
違うところに、情報公開推進会議に対して苦情を言いたいのではな

くて、そんなことはどうでもよくて、本当は教育委員会に直接言いたいことがあるのではないのかなというように思ったのです。先生方、本当に真摯^{しんし}に取り組んでいらっしゃる。この方にここにこういうように申し立てたら、きちんと行政が動いていくのですよと、何となくこの方お子さんが障害を抱えていらっしゃって、空きがあるのに、あの方かなといういろいろ思ったりするのですが、先生方の本当にこれだけ真摯^{しんし}に取り組まれていても、相手の方が満足しないだろうと思うのです。だって、本当は情報公開の問題ではないのではないかなと思うのです。直接、共済組合に言いたいことがある。直接、教育委員会に言いたいことがある。本当は言いたいことがある。それは事務局の方がアドバイスすればいいのかなと思うのですけれども、こういうようにされたらどうですかというようなアドバイスをやはり情報公開の窓口の職員の方がしてあげた方が、この方たちが何か気の毒な感じがして、一生懸命訴えて、ここはいい先生方たちばかりだから、すごく真剣に答えてくださっているのだけれども、本当に言いたいのは違うのではないかなと思いました。以上です。

松村会長
傍聴人

はい、どうぞ、はい。

座ったままで失礼しますけれども、私も同じ市民オンブスマン連絡会議のメンバーの1人で〇〇です。千葉市に住んでおります。4点ばかり質問と意見をさせていただきたいのですが。ただ今の苦情処理の報告の中で、1つ気になったのですが、行政文書開示情報開示請求管理システムに係る苦情が2件取り上げられていました。この中で、気になりましたのは、では、この情報公開推進会議で意見書でしたか、県に申し入れをされた、是正勧告ですか、されたという結果について御報告がないのです。システムは改善されるのでしょうか、間もなく。それとも、時間がかかるのでしょうか、というのは、1点は、手書き処理をしたというのが苦情の中にありましたけれども、手書き処理をしたということは管理システムには空欄になっているということだと思います。そうすると、その空欄の、データがない情報を管理システムはそのまま保存されているとおかしなシステムです。こういうことはあってはならないものですから、速やかに改善されるべきで、どういう事後処理がされたのかなと、伺っていて気になりました。とにかく、すべての管理を管理システムで処理、管理をしようという方向でしようから、しっかりやっていただきたいと思います。それで、これに関連しまして、すべて県

の中の作業はパソコン処理がされていると書いていいと思います。今、1人1台支給されまして、組織でもそれなりのシステムを抱えていらっしゃるわけですから、手書きの文書は存在しないと言ってもいいのではないかと思いますけれども、その中で、今、問題になっております政務調査費の処理の問題で、私、今この午後から開示を受けるのですが、これでデータ処理をされた情報が開示をされます。すると書いています。出てくると思います。これをデータでくださいと、データ処理したものをデータでくださいという申入れをしてある。言っている意味はおわかりになると思うのですが、データ処理をしたものは通常ペーパーに打ち出してペーパーで交付をされます。それで、先ほど問題になりましたCD-Rで開示をされるというのは、ペーパーになったものを改めてPDFで何かで処理をして、ペーパーをデータにすると、言い換えるとそういうことになると思います。私も要求している、請求しているのは、データそのものでください、PDFでないデータをくださいというこういう請求をしているのですが、それは出せない、存在しないというこういう回答の仕方なのです。存在しないわけではないです、データ処理しているのですから。だから、処理をしているにも開示をされない、できない、こういうことになっているのです。今言ったようなことが議会事務局が該当しますが、これは知事部局にも報告をされていますので、知事部局の例えば会計処理をこのデータを処理をしているわけですから、ペーパーを積んであるだけではないです。先ほども言いましたようにすべての作業はデータ処理をしているわけですから、そこにも存在していると知事部局にも存在しますし、議会事務局にも存在しているデータを、データまでくださいといって開示されない。これは情報公開のたてまえが文書を請求するということになっていますが、しかし本来の情報公開の考え方は、情報を県民に提供するということだと思っております。ペーパーで開示することが目的ではなくて、中に書かれている情報を提供するということだと思っておりますが、そのデータそのものを出せないというのは、大きな問題ではないのかなと思っておりますので、いずれ文書で苦情申請したいなと思っております。

それから、2点です。存在文書の通知の問題です。不存在文書の関係です。これも政務調査費の問題に関わるのですが、議会事務局の問題と書いていいと思いますが、政務調査費の開示を議会事務局では公開をしています。これは情報公開請求の枠の外で議会事務局

が開示をして公開をしているのですが、公開の期限は3年間に今されています。3年を過ぎると、期限が過ぎたということで、文書が存在しないとかこういう言い方をしますが、22年度の、22年度の政務調査費の確定額を請求しましたところ、存在していないと、期限が過ぎているとかこういう回答がありました。で、その場では、そうなのだと、やむを得ないと回答したのですが、その後で、気が付きまして、これが確定額というのは確定処理ですので、会計文書として存在しているはずで、会計文書は少なくとも5年とか永年とかいう処理になっています。したがって、担当者はどう回答をすべきかなのです。公開の対象になっていないけれども、情報公開を請求されれば、該当するものが存在しますとかいう回答をしなければ情報公開請求の趣旨に反するのではないかなと。過去も判断しているのです。それが違った部署からであればやむを得ないと思いますけれども、このやっている部署が全く同じ人、同じ部署が事務局として公開をし、また、会計処理の起案をしているのです。同じ人がやっているのです。ですから、当人が知らないわけではないので、極めて不親切な回答の仕方だとか考えておりますので、これも苦情処理の対象にしたいと考えています。

それからもう1点、これが一番大事な問題だと思うのですが、情報公開を一般市民が該当する文書を特定するためには非常に難しい問題があります。で、窓口に行ける人は、窓口で担当者と相談しながら文書の特定に追い込んでいくわけですが、行けない人もいますし、情報公開を制定のときに文書のリストを作成しますと、国をあげて実施しまして、文書目録を作成して、文書目録を自由に見られるように閲覧できるようにして、それで特定をしていこうとかいう趣旨で発足をしてきていますが、数年たって、いろいろなところから批判も出て、こういうものは全く役に立たないではないか、リストは。リストというのは御案内のように文書の標題が書いてあるだけですから、内容は全くみえない、そのようなものがあっても仕方ない、当の担当者も皆そういう言い方をしているわけですが、いつの間にか利用されなくなっている。では、県はどうしているかという、今日も確認しましたがけれども、前は受付窓口においてあったのですけれども、すっかり、しまいこんでしまって、どうしたのと聞きましたら、書庫にしまってありますとかいうことなのです。それに代わるものは何かあるのかと全くないのです。したがって、後退した形なのですが、ただこれもデータ処

理をしますので、ホームページで見えていただくことはできますと。見るといっても目次を見るだけなので、何も前進はしていません。ということで、文書の特定をする手法が全然前進していないということなのです。このデータ処理の時代ですから、せめて概要が見られるように、いろいろな文書の特定の仕方を進める方法があるはずですから、これについても是非取り上げていただけるように文書で申入れをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

松村会長 はい、いろいろと貴重な意見ありがとうございました。今回の御意見をお伺いする趣旨は、とりあえず、御意見、御要望等をお伺いして今後の審議会、推進会議に反映させていくということですが、もし、事実関係としてお話した方がいいことがあれば、事務局からでもお話いただけることはあるのでしょうか。その前に1点だけ少し確認させてください。この県の、千葉県の情報公開条例というのは、知事部局、教育委員会等で議会は入っていないのですか。違いますか。議会はどうなっているのですか。

事務局（上川） 情報公開条例を持っております。

松村会長 議会も情報公開条例を持っておるのですね。推進会議というのはそこはどうなっているのですか。それも一緒に入っているのですか。千葉県の情報公開条例、議会の情報公開条例の運用については苦情の対象になるのですか、推進会議の。関係のあることですし、対象にならないということはないのでしょうかけれども、権限外のことをどこで言っているのかというそういうことになるので。少し検討しますか。

事務局（上川） 検討させてください。

松村会長 後、システムの話等々ありましたけれども、あくまでも参考にお聞きしたのですけれども、もし、事実関係でお伝えしたい、お伝えすべきことがあれば、何かありますか。

事務局（鈴木） 冒頭〇〇さんの御質問に関しましては、すでに御存知かもしれませんが、議会の調査活動費というのですか、今。政務活動費ですか、その関連になりますので、業務分担的には議会事務局の担当になります。先ほどの話については、まず、議会事務局に確認いただければと思います。次に〇〇さんからいろいろお話ありましたが、個別具体的な話の内容でありますので、少しコメントは難しいのかなと思っております。苦情申出書を出されるというお話もありましたので、その内容を少しみた上だと思っております。

傍聴人
事務局（鈴木） 文書のリストの前進というのは何か考えてらっしゃるのですか。
今のところそこまでは考えておりません。一応、御指摘、お話ありましたとおり、ホームページで見られて見方も標題のレベルになってしまいますが、キーワード検索ができるということでのことはやっております。中身的なことというのは、かなり様々多様な状況であるということもありますので、請求の内容を少し見た中で絞って特定をさせていただくような形の方がいいのかなと思っております。

松村会長 それに関して、私も前から関心持っております、御承知のように情報公開制度というのが国で決裁供覧文書から組織共用文書という形で広げたわけです。その時点で、従来の文書管理ファイルと国も地方もその仕組みとの差が非常に大きくなったのです。1つ可能性、だから、ほとんど使えなくなっている。国の場合も文書管理ファイルというのをネット上で公開しておりますけれども、それを見て確かに請求するケースもありますけれども、結局先ほどの何が入っているかという議論になってしまって、個々の見たい文書までみつけるのは難しいのです。それに代わる情報公開の直接の対象を探し出すようなシステムというのは、私はまだ確認して少し知らないです。1つ可能性あるのは、電子文書決裁システムというのが、かなり広がっております、決裁文書はすべて登録されると。かつ、総務省辺りがやっているのが、これに関連する資料等もできるだけ登録するように仕組みを推奨しているのです。だから、そうすると組織共用文書に近づく可能性はあるのですけれども、まだ、今のところそういう電子文書管理決裁システムと情報公開請求と連動している状態にはまだやっていないです。どういう事情かというのは私には調べる必要があると思っております。今のところは確かに、おっしゃるように、結局こういう文書が見たい、知りたいという請求が来て、それでは、特定しますとやれているところで、実質的には行われている。あるいは件名等を見て、具体的にどういう文書があるのか調べてみるとかということが実際です。で、そこで最初からいただいているおわかりですけれども、全部開示決定について不服申立てを受け付けて処理している実態があるというそういうところにつながっているわけですけれども、今後そういう電子的なシステムが改善され、進んでいく中で、そういうことがどこまで改善されるのか、努力していかなければならない事項だと思います。いろいろ。

事務局（上川） すいません。

松村会長 はい、どうぞ。

事務局（上川） 少し調べつきましたので、議会条例の関係ですけれども、推進会議に対して、議会条例によって苦情申出できるようになっております。

松村会長 はい、そうですか。それで、所掌事務になっているということですから、議会の情報公開制度についての苦情があれば、今日のようにまた御意見も併せて参照しながら、適正に対処していきたいと思っております。それでは、傍聴人の方からの御意見の聴取については以上で終わりたいと思います。

それでは、本日、これもちまして推進会議を終了したいと思います。委員の皆様方ありがとうございました。